

Title	國史における變革とその主動者
Sub Title	Political revolutions in the history of Japan and their promotors
Author	松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1949
Jtitle	史学 Vol.24, No.1 (1949. 10) ,p.44- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19491000-0044

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國史における變革とその主動者

松 本 芳 夫

わぎもことが見し輶の浦の檉の木はとこよに
あれどみしひとぞなき (卷三、太宰帥大伴卿)

わぎもこは常世のくににすみけらしむかし見
しより若えましにけり (卷四、大伴宿禰三依)

この二首はともに万葉集中の作であつて、前者は死別のかなしみを詠じたものであり、後者は再会のよろこびをのべたものであるが、常世の觀念をもつて、その感情をうらうちしてゐるところに共通点がある。とこととはにかはらない、老もなければ、死も知らぬ、不変恒常の世界を、こひもとめる念願は、上代人のきまぐれでもなければ、浦島子の伝説をうみだした異つ國の神仙思想の所為ばかりではない。これは人間の心の奥底に根ざした願望であつて、永遠の世界に対するあこがれは、あらゆる高き宗教の約束である。しかしこの願望のおこるのは、

つまり人生の有為轉變のためである。且に死し、夕にうまれるのが人生の実相であつて、そのはかなさは朝露にたとへられ、そのうつろひは花の色に比せられた。うつりかはることが、まことの人生であり、またうつりかはりがあればこそ、人生の嚴肅がある。刻々の變転のうちに、たえざる創造がなされ、ここに歴史の展開がみられるのである。

しかしながら、うつりかはりが人生の実相であり、變転推移が歴史のすがたであるとしても、さういふ變転推移が正しく正しい道をたどり、のぞましい方向にすすむとはかぎらない。しかも生命はいつまでも潑刺たる若さをたもつものではなく、いつか凋落衰亡に向ふのであつて、敢為を失ひ、流動をきらひ、安易をもとめ、固定を欲するにいたるのであり、ここに社会のゆきづまりが結果し、その打開策として、一大變革がもとめられねばならない。われわれは不変恒常の世界にあこがれながら、

他方においては、『苟日新。日日新。又日新』(大学)といふ風に、たえず新しくあらうとし、新しいものをもとめてゐる。旧いものには、われわれの心は興味をもたず、新奇なものにときめきを感じず。たえず未知の世界にあこがれ、禁断の実をすらとらうとする。試みることの快感は、これまたわれわれの衷心からもとめるものである。

かくて社会はその永存を欲するかぎり、変革を嘗めなければならぬ。社会の固定化に対して、変革はかくべからざる回春策である。わが國史においても幾多の変革がみられたが、そのうちにおいて古代の大化改新と、中世の鎌倉幕府の開設と、近世の明治維新とは、その意義の最も重大なものであつた。いまこれらの変革が如何なる人々によつて遂行されたか、その変革の主動階層が如何なるものであつたかを究め、それによつてこの三大変革に通じて示された一つの意義をさぐりたい。

二

大化改新は古代社会のゆきつまりの打開であつた。それによつて古代社会に終焉をつけしめ、あたらしい時代をひらいたのである。しかしてこの改新の主動者は、舒明天皇の皇子中大兄皇子であるけれども、その先驅者が聖德太子であり、皇子は太子の志を継承して改新を断行し

たのであるとは、一般にみとめられるところである。大化改新の際の孝徳天皇の御誓言にみらるる、『天は覆ひ地は載す。帝の道は唯だ一なり。……今より以後、君は二つの政無く、臣は二つの朝無し。』といふ思想や、或は中大兄皇子の奏請文にみらるる、『天に双の日無く、國に二の王無し。是の故に天下を兼ね併せて、万民を使ひたまふべきこと、唯だ天皇のみ。』といふ思想は、聖徳太子の十七條憲法のうちの第三條の、『詔を承けては必ず謹め、君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす。天覆ひ地載す。』とか、或は第十二條の、『國司國造百姓に歛めとること勿れ。國に二君靡し、民に両主無し。率土の兆民は、王を以て主と為す。任せる官司は皆是れ王の臣。』などの思想と全く相通するものであつて、両者のこの一致をおもふならば、太子においてすでに革新の思想がきざしてゐたのみねばならず、そのことはまた当時すでに革新を必要とする社会状況がもたされてゐたことをかたるものである。ただそれを実際に断行するまでに、機運が熟してゐなかつたのである。しかしかかる偉業の達成は、一人の人間の力だけではなされるものではなく、その周囲にはかならずその手足となり、その助力をなした一団の幕僚がなければならぬ。しからばそれらの幕僚はいかなる人々であつたらうか。

中大兄皇子の第一の股肱にして、改新の元勳が、中臣鎌足であつたことは、人の知るところであつて、蘇我氏の誅滅から令の制定にいたるまで、改新のためにつくした彼の功績は、ここに枚挙するまでもない。中臣氏は天見屋根命の子孫であつて、代々祭祀をつかさどつて朝廷に仕へたものであるから、祭祀と政治との關係が密接であるかぎり、政治における中臣氏の勢力も大であつた。仲哀朝の重臣のうちに中臣烏賊津連があり(仲哀紀)、また神功皇后が齋宮をつくつてみづから神主となられた時、武内宿禰をして琴をひかしめ、中臣烏賊津使主をして審神者(さきに)とせられたが(神功紀)、これらの事實は、中臣氏の政治的地位をよく示したものである。その後允恭朝にも舍人に中臣烏賊津使主があるが、(允恭七年)これは上述した烏賊津使主とはおそらく同名異人であらうけれども、中臣氏の如何なる地位の人か不明である。これ以後中臣氏はしばらくの間、史上にはほとんどあらはれなくなつたが、欽明朝に仏教が伝來して古來の信仰を刺戟し、動搖せしめるに及んで、神道が人々の心につよく意識されるや、それにつれて中臣氏もまた政界にうかみでるにいたつた。すなはち蘇我稻目の崇仏論に對して、排仏論を主張したのが、物部尾輿と中臣鎌子とであつて、祭祀をつかさどる中臣氏として、これは当然の態度といはねばな

らない。ついで敏達天皇の十四年疫病が流行した時にも、物部守屋と中臣勝海とが、それは蘇我氏が仏法を行ふからであると奏上して、これを禁圧せしめ、さらに用明天皇が仏教に帰依されようとした時にも、守屋とともにこれを阻止しようとして諫奏したが、蘇我氏と物部氏との軋轢にまきこまれて、殺されてしまつた(用明紀二年)。この勝海の系譜はつまびらかでないが、河村秀根は、鎌子の子であらうとしてゐる(書紀集解卷二十)。また敏達紀十四年の一書に、中臣磐余連が物部守屋、大三輪逆君とともに仏法をほろぼさんとして、馬子と争つたとあるが、この磐余もまたその系統が不明である。

しかし中臣氏の系図に(群書類從卷第六十二)によると、鎌子の子に黒田があり、その長子を常磐といひ、その弟に伊礼波があるから、おそらくこれであつて、イレハがイハレになつたのか、或はイハレがイレハになつたのであらう。なほ同書によれば、常磐の子が可多能祜で、それに御食子、國子、糠手の三子がある。推古天皇が崩御して皇位継承問題がおこつた時、田村皇子を立てようとした大伴鯨連に賛成したもののうちに、中臣連彌氣があるが、(舒明天皇即位前紀)この彌氣が御食子である。また推古紀三十一年によれば、新羅が任那を奪取した時、天皇が新羅征討を群臣にはからしめたところ、田中臣が自重論を唱へたに

対して、断行説を主張したのが中臣連國であつて、大徳・境部臣雄摩侶とともに遠征軍の大將軍となつてゐる。この國が上述の國子であり、その位が小徳であるから、これによつて当時における中臣氏の地位と勢力とを推測することができる。しかして鎌足は實に彌氣の子であつて、國の甥である。かくのごとく中臣氏は祭祀をつかさどる氏であり、鎌足自身も再三固辞して就任しなかつたけれども、神祇伯に補せられたのであつて（皇極紀）、長い間には氏の勢力に盛衰があつたけれども、いはゆる肇國以來の朝臣として、貴族の間においても、家格の高い点ではほこるにたるものであつた。

鎌足についての功臣は、蘇我倉山田石川麻呂でなければならぬ。鎌足は大事を決行するには権門のたすけを必要とし、剛毅果斷にして威望また高き石川麻呂が、鞍作、すなはち入鹿と不和であるのを知つて、これを與黨に入れようと、石川麻呂の女を中大兄皇子に納れしめ、入鹿誅滅に際しては、彼は三韓の表文を奉誦した。彼が宗家と隙を生じたのは、いかなる原因によるのか不明であるが、同族である彼が宗家の滅亡に通謀したことは、同族觀念が稀薄となり、古い氏族制度がすたれようとしてゐた証左とみることができ、彼は右大臣となつて改新の大業に参劃したけれども、後その異母弟日向の讒言

によつて誅滅をうけ、『聊か黄泉に望み、尙ほ忠を懷きて退ら』むとのべながら自経したのはまことにをしむべきであつて、その死後彼の忠誠が明かにされ、讒言を信じた中大兄皇子をしていたく後悔せしめたが（孝徳紀太化、五年三月）、この事件のごときも、同族一体の觀念よりも、個人的觀念がはるかにつよかつたことを示すものである。それにしても、武内宿禰の子孫にして大臣としてながい間國政に参與し、その勢力のさかんなること、つひにこの改新の動機をつくらしめるにいたつた蘇我氏の一族が、この改新の主役の一人であるといふことは輕視してはならない。

石川麻呂の右大臣に対して、左大臣となつたのは、阿倍倉梯麻呂であつた。しかし改新における彼の具体的活動は不明である。孝徳天皇が、彼と石川麻呂とに対し、政治について諮問されたところ、石川麻呂は、まづ神を祭つて、しかる後に政治を議すべきことを奏上してゐるのみで、倉梯麻呂の奏言はみえない。石川麻呂のこの簡單な奏言によつただけでも、その思想なり、また改新の性格の一端がうかがはれるのであるけれども、倉梯麻呂について、彼の思想、行動を知りうべきものは、皆無と言つてよい。ただ彼の女小足媛が、孝徳天皇の即位前輕皇子と称せられた時からの寵妃であつて（皇極紀、三年）、即位後

皇后とともに二妃をたてられた時、あらためてこの小足媛と、あらたに石川麻呂の女乳娘とを妃としてたてられたことからみると、彼が改新に際して左大臣の地位をかちえたのは、おそらく女の關係があづかつて力があつたやうにおもはれる。しかし天智天皇の妃にも、彼の女橘娘があり、しかして妃は権勢あるものから納れるのが一般のならばしであつたから、彼は当時の権勢家の一人であつたのであらう。さきにも述べたやうに、推古天皇が崩じて皇位継承の問題のおこつた時、蘇我蝦夷は阿倍麻呂臣とはかつて、自宅に群臣をあつめて饗應し、その意見を徴したが、その時の司会は阿倍麻呂がつとめてをり、その後この問題の解決にはつねに蘇我氏の意をうけて奔走してゐるが(舒明即位前紀)、この麻呂といふのが、改新の時の倉梯麻呂であるとすると、彼は当時の権勢家の一人であつたことがわかる。彼が薨じた時、天皇が朱雀門に幸してかなしみたまひ、皇祖母尊、皇太子及び諸公卿等が、ことごとく随つて哀哭したのは(孝徳紀大化五年三月)、彼の元勳たることを語るものであらう。

倉梯麻呂が死し、石川麻呂が自経して、改新の元勳が相ついで失せたが、その後任として、大化五年巨勢徳陀古臣が右大臣に、大伴長徳連が右大臣に補せられた。巨勢氏は蘇我氏とともに武内宿禰の子孫であつて、宿禰の

子の小柄の四世の孫男人は繼体朝大臣となつて、大連の大伴金村や物部麁鹿火らとならびたち、またその女二人が安閑天皇の妃となつてゐるから、有力な権臣であつたことがわかる。徳陀古はその曾孫であつて皇極朝には小徳の位にあり、その二年蘇我入鹿の命をうけて山背大兄王を斑鳩宮に襲うてこれを焼いたが、その後入鹿誅滅の時には、中大兄皇子の命により、その余党に順逆を説いて兵を解かしめ、ついで孝徳朝大化元年高麗・百濟の使節のもとにつかはされてゐるから、改新にあたつて若干の活動をなしたことが知られる。ことに彼が廟堂に立つた後、新羅問題に対して、強硬論を唱へたことをみると(孝徳紀白雉二年)、無能の人間ではなかつたのであらう。

大伴長徳は、皇極天皇元年舒明天皇の発喪の日、大臣蘇我蝦夷に代つて誅たてまつつたり、ついで孝徳天皇の即位の時、金の鞆を帯びて壇の右に立つたりしてゐるから、廷臣の一人であつたことがわかるけれども、政治的活躍の徴すべきものは何もない。しかし大伴氏は天孫降臨の時の忍日命の子孫であつて、代々武事をもつて朝廷に仕へ、ことに大連大伴金村の時はその全盛時であつて、武烈・繼体・安閑・宣化・欽明の諸朝に亘つて兵政の権をにぎり、赫々たるその威勢は他にならぶものがないが、対韓策をやまつて失脚し、それ以來物部、

蘇我諸氏の下風に立つにいたつた。長徳は金村の曾孫で、父の昨子は崇峻朝に大將軍の一人として任那再建につくし、また蘇我馬子が物部守屋を討たうとした時、彼もまた軍兵をひきゐてこれに協力し、ついで推古朝には四大夫の一人であつて、高麗に使して任那をすくはしめまた新羅征討には副將軍の一人であつたから、有力な朝臣であつたと言はなければならぬ。長徳が右大臣の地位を占めえたのは、かかる名族の子孫であり、有力な朝臣を父にもつてゐたからであらう。

入鹿誅滅に際して活躍したものに、左伯連子麻呂と葛木稚犬養連網田との二人があり、ともに鎌足の推挙したものである。しかしこの兩人は、その場にのぞんでいたく臆し、入鹿の威におそれてすすみえず、やむなく中大兄皇子の躍りだすに及んで、やつととびだして手を借したほどであつた。しかし孝徳紀大化元年の一書には、古人皇子が反した時、中大兄皇子が佐伯部子麻呂等をつかはしてこれを攻めたとあり、また天智紀五年三月には、皇太子が親しく子麻呂の家に行つて、『その所患を問ひて、元よりつかまつれる功を慨歎きたまふ』とあるから、彼が改新を通じて補翼したことが想像される。元來佐伯氏は異種族からなる佐伯部の統率者であつて、各地に散在してゐたらしいが、この子麻呂の佐伯氏は、大伴氏の

一族であつて、ともに軍事をつかさどり、宮門の警衛に當つてゐたのであらう。稚犬養連網田については、入鹿誅滅にあづかつたこと以外には、ほとんど知るをえない。犬養氏は犬養部の統率者であつて、稚犬養氏は縣犬養、阿曇犬養、海犬養などととも、それに関係ある氏命であり、その出自については、火明命の十六世孫尻調根の後であるとか(姓氏錄河内國神別)、火明命の十五世孫古私命の後であるといはれ、(同和泉國神別)、天武天皇十三年には諸氏とともに連を改めて宿禰の姓を賜はつたことが知られるだけで、その祖先にも有力な人物がでてゐないらしい。

改新の功臣としては、國博士となつた沙門・旻法師と高向史・立理とを特筆しなければならぬ。兩人ともに推古天皇十六年小野妹子にしたがつて隋に留学し、旻は舒明天皇四年、立理は同十二年に帰朝したのであつて、大陸の新知識をもつて改新に参劃し、大化五年二月二人に詔して八省百官を置かしめるなど、新制度の確立にはあづかつて功があつた。旻法師の博識は、白雉の瑞祥論によつてもうかがはれるのであつて(孝徳紀白雉元年二月)、彼が疾に伏すや、天皇が親しくこれを見舞ひたまひ、その死するや、天皇をはじめ、皇祖母尊、皇太子もまたあつくとぶらはれ、法師のために仏像をつくつて寺に安置されたが、ことに一書によると、天皇が法師を見舞はれたとき、

その手をとつて、『もし法師今日亡なば朕従ひて明日亡なむ』と仰せられたとあり、如何に旻が信任をえてゐたかを知ることができぬ。(百雉四年
五・六月)。立理は大化二年新羅に使して質を徴し、翌年帰朝、さらに白雉五年二月遣唐押使として渡唐し、唐朝において日本の地理及び國初の神名を問うたに對して、ことごとく明答を與へたといはれるが、惜しいことに唐において客死した。

なほ彼等と同じやうに、思想的方面から改新に影響を與へたものとして、南淵請安をあげなければならぬ。請安もまた彼等とともに推古天皇十六年隋に留學したのであつて、いつ歸朝したかは不明であるが、儒學者として世の尊敬をうけることが大であつたらしく、中大兄皇子と中臣鎌足とが、『ともに黄卷(ふみまき)を把りて、自ら周孔の教を、南淵先生の所に学ぶ』とあるによつて知られ(皇極紀三年)。その往復の途上において蘇我氏誅滅の謀議がなされたのである。前二者のやうに、國博士となつて改新に直接參與することがなかつたけれども、間接には大いに影響を與へたことであらう。

三

以上あげた人々は、蘇我氏をほろぼして改新を断行し、孝徳朝を通じて改新事業にあつた人々である。もち

ろんかかかる大事業がこれら数人の力だけによつてなされるものでないことは、いふまでもないけれども、とにかく彼等はその主動者であつたのである。改新を企て、これを実行し、新政をはじめた中枢人物であつた。従つて改新の主動層は、これらの人々によつて代表されてゐるのであり、さうしてそれによつて知られうる改新の特色は、皇族を中心とする貴族によつてなされたものであるといふことである。これは改新の性格を規定する最も根本的な要件といはねばならない。改新の先驅者が聖徳太子であり、太子の志をうけついで、これを断行したのが中大兄皇子であることは、上述した。さうして改新の必要は、皇室みづからこれを痛感したのであつて、なにも他の貴族の示唆や人民の強要によるものではなかつた。これは改新の原因が豪族の跋扈を抑へるためであつたことに起因する。皇位の繼承が蘇我氏の意志によつて決定されるさへ、心ある皇族にとつては憤懣にたへないものであらうが、その上蘇我氏はおのれの墓所の造営に、『ことごとく拳國(あめのした)の民、並びに百八十部の曲(まみ)をおこして』これをなし、或はおのれの家を宮門(みやかど)といひ、その子女を王子(みこ)と稱し、家の外に城柵を設け、門のほとりに兵庫をつくり、その出入には兵をして護衛せしめたのであつて、全く皇室を蔑視したものであつたから、上宮大娘姫

王が、『蘇我臣、國政を專擅にして多に無禮を行ふ。天に二日無く、國に二王無し。』と言つて、憤り、なげかれたのは、当然であつた（皇極紀元年）。かかる蘇我氏の專横は、その富強のためであり、その富強をいたしたのは、氏族制度に因由したのである。

氏族制度においては、氏と姓とを有する、いはゆる氏姓階級が貴族であつて、社会の支配階級であり、そのもとに氏を有するが、姓を有しない部民階級と、氏も姓も有しない、いはゆる奴隸階級の奴婢が隸屬した。氏姓階級はこれらの私民と土地とを領有し、中央においては大臣、大連として朝政に參與し、地方においては國造、縣主のごとき豪族として、その富強をほこつたのであつて、今日各地に散在する宏壯な古墳とその出土品によつて、彼等の富強を想像することができる。彼等は土地人民を兼併して、大なるものはますますその大を加へ、『各々己が民を置き、情のままに驅使ふ』とともに、また『國縣の山海林野池田を割きて、以て己が財となし、争ひ戦ふことやまず、或は数万頃の田を兼ね併せ、或は全く針さすばかりの地も無い』有様となり（秦德紀大化元年九月）かくて蘇我、物部兩氏にみるがごとき、激烈な抗争軋轢を惹起し、つひに蘇我氏の勝利となるや、その勢力は皇室をしのぎ、その專横はきはまるところがなく、皇室の

地位をも脅かすにいたつたのである。ここにおいて皇室はかかる豪族の專横を圧へて、おのれの至上的地位を確保しなければならなかつたのであつて、そのためには氏族制度を改革して、豪族の富強の源泉たる土地人民の私有制度を打破しなければならなかつた。

もちろん改新の原因は、これだけであつたのではない。氏族制度は当時すでに紊亂をきたし、いつまでも古い形で維持しがたくなつてゐた。即ち人口の増加によるその移動や、氏の盛衰興亡は、おのづから氏の分裂、混淆、兼併をきたし、また文化の發達は世官世職のごとき種々の因襲を守りがたくしていつた。かくのごとく氏族制度は内部においてすでに自壞作用が行はれつつあつたのみならず、さらに外部から衝撃をうけるにいたつた。すなはち氏族制度においては、個人は氏に隸屬して、公私の生活ははなはだしくその制約をうけ、従つて個人的觀念のごときはいたつて薄弱であつた。しかるに新たに傳來した仏教は個人の平等や尊貴を教へ、その自覺をうながすことによつて、古來の信仰に動搖を與へたのである。また氏族制度においては、君と民との關係が間接であり、國家觀念のごときは、いたつて微弱であつた。しかるに儒教においては天子は天の代表として天下万民を支配すべく、君臣の關係は天地の關係に比せらるべきも

のであつたから、これがおのづから天皇の至上的地位をつよめるとともに、天皇と人民との間接的關係に打撃を與へることになつた。かくのごとき社会の動搖は人心の不安を惹起したから、庶政一新によつて、これに安定を與へる必要があつた。

くりかへしいふ。大化改新の目的は、大氏の跋扈を壓へて皇室の至上的地位を確保し、新秩序の確立によつて動搖せる社会を安定ならしめることであり、そのために氏族制度を改革し、中央集権の実をあげて強力な官僚政治を確立し、庶政一新をなさんとしたのである。さうして種々の具体的改革のうち、土地の公收と人民の解放、すなはち氏の私有地をすべて没收して、これを公地となし、氏の私有民たる部民を解放してこれを公民としたことは、最も重要なものであつた。

しかしながら、この土地の公收、人民の解放は、人民のためになされたものであるにしても、人民によつてなされたものではない。当時解放された部民は、みづからその解放を要求するだけの自覚もなければ、隸属の桎梏をたちきるほどの実力を有するものではなかつた。彼等の生活は、ただ黙々として支配者の命令に服し、その意を迎へるだけであつて、みづからの力でみづからの運命をきりひらいてゆかうとするほどの意力を有するまでに

は、いたつてゐなかつた。しからは、支配階級たる貴族はどうであつたか。土地人民の私有は貴族の特権であり、これの公收解放は、従つてその特権の剝奪を意味するものであるから、彼等みづからこれを欲するわけのものではない。ただ貴族階級においても、勢力の大小、家格の尊卑に差があつて、土地人民の公收解放によつてうける打撃にも大小の差があつたらうから、一律に論ずることはできないにしても、みづからすすんで革新を叫ぶほどの必要はなかつたはずであり、たとへ蘇我氏のごとき大氏の顛覆によつて、新旧勢力の交替に快哉を叫ぶことを夢想するものがあつたにしても、おそらくそれはきはめてかぎられた少数の人々にすぎなかつたにちがひない。結局、かかる革新をこころから愆永し、その必要を最もつよく感じたのは、皇室に外ならなかつた。ことに聖徳太子のごとく『我れ必ずしも聖に非ず、彼れ必ずしも愚に非ず、共に是れ凡夫のみ』と仰せられて(法第十七條、第二十條)外的差別を絶した内的平等の人間性に徹せられ、或はまた『財有るものゝ訟は、石をも水に投るが如く、乏しき者の訴は、水をもて石に投るに似たり。是を以て貧しき民、よりどころを知らず』と仰せられて(同上第五條)、あつく貧者をかへりみられた先覚者においては、單に皇室の危機という動機からのみではなく、実にかかる人間愛

重の精神から、革新の熱情がおのづからにして燃えあがらざるをえなかつたであらう。大化改新においても、『蘭地水陸の利、百姓と俱にせよ』とか、『他の貨賂を取りて、民を貧苦に致さしむることを得ず』といふ風に(大化元年八月の詔)百姓とか民といふ觀念が統治者につよく意識せられ、さうして『今より以後、地を売ることを得じ、妄りに主となりて劣弱を兼ね併すこと勿れ』とあるやうに(九月の詔)人民の貧富の差をすくなくすることが、改新の眼目の一であつた。従つて大化改新もただ皇室の至上的地位の確保といふ政治的動機からのみではなく、人民の救済といふ人間愛重の精神にもとづいてなされたものであつた。かかる精神は、新しい外來思想によつて養はれたものであるけれども、それが政治的につよく意識されるのは、あらゆる勢力を超越した、至上的權威を有すべきものによるのであつて、それは皇室以外のものではありえない。かくて大化改新が皇室を中心としてなされたのは、至極当然のことであり、その主動者が朝臣のうち、蘇我氏に対して反感をもち、旧秩序をよろこばざる、さうして新しい知識のある少数のものであつたこともまた当然であつた。

四

大化改新が、以上のべたやうな原因から、以上のべたやうな人々によつてなされたものであるかぎり、一面において多分の保守性を帯びてゐたのは、やむをえぬことであり、従つて改新後の社会が、依然としてその支配階層を貴族によつて占められてゐたのは、当然である。改新によつて、社会的勢力が一変したのではないのである。貴族が没落して、解放された部民が、これに代つたといふのではない。政治の運営者も、文化の享有者もすべて貴族であることに変わりがなかつた。ただ異なるのは、彼等の身分とその財源とであつた。すなはち改新前においては、彼等は土地人民の私有制のもとに、その財源を得、その富貴によつて地位も勢力もきづかれたのである。しかるに改新後は、彼等はすべて國家の官吏となり、従來の財源をうばはれた代りに、國家から官位に相当する一定の食封を支給され、それによつて生活したのである。

壬申亂が反動的保守勢力によつておこされたものか、或は單に皇室内の勢力争ひにもとづくものか、問題であるけれども、そのいづれであつたにしろ、これが社会の本質に何の変化も與へたのでないことは、事實である。もつとも、これによつて近江朝の有力な人々が一掃され、朝廷内における勢力に交替が行はれたのは明かであつ

て、諸皇子を中心として新人が擡頭し、天皇親政のおもむきがいちじるしかつたところに、天武朝の政治の特色がみられるけれども、しかしさういふ勢力の變化は、改新当時の人々、及びその後継者が没落したといふだけであつて、擡頭した新人もまた貴族たるにかはりがなかつたのである。改新後の社会はすべて律令によつて制約されるべきであつた。しかしして律令制度においては、貴族は官吏となり、封祿によつて生活しなければならなかつた。官吏たるには、まづ徳行のすぐれたものを選び、徳行の同じきものは、才用の高きものを取り、才用の同じきものは、勞効の多きものをとるのであつて（選叙令第十二）、法的には公平であつたけれども、事実においては、かならずしもさうではなかつた。天武天皇十一年八月の詔に、『凡そ諸の考選に應ずる者は、能く其の族姓、及び景迹（景迹を檢へて、方に後に考めむ。若し景迹、行能、灼然しと雖も、其の族姓定かならざる者は、考選の色に在らず）とあり、また持統天皇四年四月の詔に、『百官の人、及び畿内の人、位有る者には六年を限れ、位無き者は七年を限れ、其の上れる日かかずを以て、九等に選び定め、四等以上は、考仕令の依（依に、其の善善、最、功、能）に、其の善善、最、功、能、氏姓の大小を以て量りて冠位を授へ』とあつて、氏姓の尊卑と大小とが、官位に至大の關係のあつたことがう

かがはれる。このことからみて、氏族觀念は大化改新後においてもつよく作用したことがわかり、さうして氏族觀念の作用するかぎり、社会的階層の一変するときには、全く考へられないのである。かくて改新後の社会は、依然として貴族の支配のもとにあつたのである。

五

大化改新についておこつた最も重大な變革は、鎌倉幕府の開設である。長い間政治的にも文化的にもわが國の社会を支配した貴族に代つて、武士が擡頭し、武家政治を創始し、封建制度を發達せしめ、中世といふ全く新しい世界をひらいたのである。上述したやうに、大化改新は貴族によつてなされ、改新の前後において社会の支配階層には何の變化もなく、依然として貴族がその優位を占めたのであるが、鎌倉の開府は、武士といふ新しい階級によつてなされ、従來の貴族に代つて武士が政治の運営者になつた点において、大化改新よりもむしろ大なる社会的意義を有するかにもはれる。しからば武士とはいかなる由來を有し、いかにして興起したのであらうか。律令制度は新しい官僚政治を樹立したが、その主体をなすものは公家といふ貴族階級であつた。しかも依然として氏族の大小尊卑が官吏の登庸に作用し、高位高官に

叙任せられ、顕要の地位につきうるものは、家格の高い有勢者であつて、その多くは大化改新後の功臣の子孫、及び新たに皇室から分れた氏の人々であつた。さうして官位には、それに相当する一定の収入と種々の特権とが附随したのであつて、職封、位封、職田、位田以外にも、春秋二季に賜はる位祿、或は從卒として支給される帳内、資人、事力、或はとくに國司に與へられた公廩稻の分配などがあり、その他朝廷における慶事、節会、御遊などにおいて臨時に賜はるものがあり、顕要の地位におけるものの経済的収入は、実に莫大なものであつた。のみならず、彼等は次第に莊園の所有者となつた。莊園はもと開墾田から發達し、租税を免ぜられ、その住民は賦課をまぬかれた私有地であるが、維持困難な地方人民は、これを中央の權門勢家に寄進したため、權門勢家はみづから勞しないで、広大な莊園を所有することができた。しかして莊園の増加は、國庫の収入を減ずる反面に、權門勢家の収入を増加せしめたのである。平安時代の貴族が、いはゆる月卿雲客として日夜詩歌管絃の遊樂にふけり、あくなき榮華をきはめることのできたのは、実にかかる経済的基盤を有してゐたからである。また彼等が官位の昇進のためには、或は權威に阿附迎合し、或は讒謔陷穽によつて他氏をしりぞけ、或は兄弟叔姪が牆にひしめく

醜態を暴露して、恬として耻じなかつたのは、單に顕要の地位にのぼるといふ名譽心の満足からばかりではなく、他面において莫大な経済的勢力の獲得があつたからである。

しかるに当時の貴族が、あくなき權勢慾にかられ、その追求に狂奔した結果、公の觀念をなくし、自由清新の氣風をうしなひ、それがためすべてが私的化し、形式化して高邁な政治的理念を喪失した。さうして中央の紀綱がゆるむとともに、地方の秩序がみだれ、群盜が山海を横行して、つひには無警察状態に陥つた。治安の維持はもはや政府の力によらず、人民みづからおのれを守らねばならなくなり、社会は一般に武的化せざるをえなくなつた。しかし自力によつておのれの安全を保しがたいものは、おのづからより大なる勢力に身をよせて、その保護を乞はざるをえず、ここに豪族の發生をみるにいたつた。彼等は多数の家子、郎党を養つて私兵となし、その武力によつて地方の擾亂を平定し、治安の維持につとめはしたが、他方において彼等相互の間にたえず抗争をなし、干戈をまじへたのであつて、平和の維持者であるとともに、またその攪亂者でもあつた。しかしさういふ豪族も單に地方において武威を振ふだけに満足せず、中央に出でて公家の間に地位を得んことをのぞみ、權門勢家

もまた彼等の武力を利用して、その番犬たらしめんとした。かくて社会の武的化と豪族の発生とが、武家の興起をうながしたのである。

しからば豪族はいかなる出身のものであつたらうか。それにはまづ第一に、地方官たる郡司をあげねばならぬ。彼等は國造、縣主のごとき地方土着の豪族が、大化改新によつて新たに郡司に任ぜられたものの子孫であり、従つて古來の地方の名望家であつたから、地方政治の紊乱とともに、おのづからその勢力を振ふにいたつた。第二は、國司の新たに土着したものであつた。彼等は在任中折角扶植した勢力を、任期満了とともに喪失することをおそれ、その地に土着して地方の有力者と結託し、その威をふるふにいたつたのである。第三は、風雲をのぞんで、地方に下つたものである。当時中央においては高位高官はすべて藤原氏によつて独占され、藤原氏においてすら攝關家は一定して、他の窺視をゆるされなかつたから、有為有能の士にして志を得ないものは、その運命を開拓せんとして、地方に雄飛した。第四は、地方莊園の管理者であつた。中央の権門勢家に代つて土地を管理した莊官が、地方の紊乱に乗じてみづから莊園の所有者となり、その勢力を養ふにいたつた。

当時の豪族が以上のごとき由來のものであつたとすれ

ば、彼等はいづれも特權階級に属したものと云はなければならぬ。中央においては微力のために、頭要の地位にのぼりえない不平の徒であつたにしても、とにかく公家であるもの、或は中央から派遣された官吏であつたもの、或は地方の名望家であり、有力者であつたから、決して被治者階級であつたのではない。彼等の配下となつたもののうち、家子はその一族であるけれども、郎党は血族關係を有しないものであつたから、それらのうちに平民出身者も包含されたであらうことは想像される。すなはち地方官の苛斂誅求にたへかね、土地をすてて浪人となり、或は不逞の徒となつたものが、豪族に寄食するにいたるものもあつたであらう。しかしかかる出身者は多く足輕雜兵のごとき下級のものであつて、武士階級の主体をなすものではなかつた。

当時の豪族が特權階級から由來したとしても、公家とは種々の点において、相異のあつたのはいふまでもない。まづ第一に注意されることは、公家が都市生活者であつたに反し、豪族は地方の居住者であつたといふことである。当時京師と地方とは、その文化においていちじるしい差異があり、従つて両者の生活における相異もまたすこぶる大であつた。前者が榮ある朝儀に列し、叙位任官の光榮に心のときめきを感じてゐるとき、後者は田野の

広表をながめ、配下の人数を算しつつあつた。前者が宏壯な寝殿造の邸宅に、日夜詩歌管絃の遊樂にふけりつつあつたとき、後者は澄みわたる大空のもとで、いさましい矢声と馬蹄のひびきによつて、心膽を練りつつあつた。かくのごとき生活の程度、その様式の差異のみならず、後者には武家社会の成立にかくべからざる特有の要件が存在した。それは主従といふきはめてつよい羈絆である。武士たるには、主従関係をむすばねばならなかつたのであつて、従者は主君に対して身命をささげて奉仕し、それに対して主君は従者の生活を保証した。しかしこの関係はかならずしも双務性のもではなく、従者の奉仕が義務として要求されたに反し、主君の保証は恩恵としてみられ、従つて従者が主君に対して報恩忠誠をつくすのが、武士の本義であつた。しかもこの関係は多く世襲的であつて、『相伝の主』と『重代の家人』といふ、すこぶる緊密のものであつたから、道義的要素のきはめてつよいものであつた。かういふ点が、公家と豪族とのいちじるしい相異であつたけれども、しかし豪族の出自そのものが貴族階級であつたのみならず、彼等自身中央の公家生活にあこがれ、権門勢家にとりいつて、中央に進出せんとしたのである。従つてもし彼等が一旦中央に出ることができたならば、たちまちにして公家文化の影響

をうけ、つひに武士たる特色を失つて、彼等自身公家化する危険があつた。このことは、彼等のうちに公家的要素を多分に包有してゐたことを、かたるものに外ならぬ。

六

豪族は戦のあるごとにその実力を發揮し、その勢力を伸張したが、その間おのづから淘汰が行はれ、結局源平二氏に統一された。さうして平氏が武家として最初に政權をにぎつたけれども、その政策はただ藤原氏の踏襲にすぎず、公家化とともに弱体化して、たちまちにして源氏のためにほろぼされてしまつた。周知のごとく、平氏は桓武天皇の後裔であり、源氏は清和天皇の子孫であつて、ともに皇別出身である。頼朝は義朝の三男で、母は熱田宮司藤原季範の女であり、保元三年十二歳で皇后宮権少進に任せられ、平治元年右近将監、上西門院藏人などを經て、従五位に叙し、右兵衛權佐に任せられたが、平治乱に捕へられ、伊豆に流された。しかして彼の拳兵に應じ、その傘下に馳せ参じた人々をみるに、武田氏は源氏の支族であり、佐々木氏は宇多天皇の後裔であり、北條、千葉、三浦、和田、畠山、梶原、大庭、土肥の諸氏は、いづれも平氏の支族であつて、それぞれ各地に地

盤を有する豪族であつた。平氏の討滅から天下統一にいたるまでの武功は、かかる諸豪によつてなされたのであるが、しかし幕府の開設や幕政の運営は、かならずしもこれらの諸豪にのみ、よつたのではなく、むしろ大江広元、三善康信、中原親能の如く、頼朝の招聘によつて京師から鎌倉に下つた公家の手に負ふところが多いのである。大江氏は嵯峨天皇より出づるといはれ、平安時代菅家と相ならんで代々紀伝道をつかさどつた儒家であつた。

広元は幕府の公文所(政所)の別当となつて、画策することろすこぶる多く、幕府が天下の政兵の権を掌握することのできた守護地頭の設置のごときも、彼の献策するところであつて、武家政治の確立に対する彼の貢献は、実にはかるべからざるものがある。三善氏は平安時代小槻氏とともに算道を家業とした。康信はその母が頼朝の乳母であつた関係から、つとに心を頼朝によせ、開府後間注所執事となつて幕政をたすけ、広元とともに幕府創業の元勳であつた。中原氏は皇別であつて、平安時代清原氏とともに明経道を家業とした。親能は公文所(政所)の寄人となり、或は京師の守衛にあたるなど、その功勞はすくなくなかつた。

公家にして幕政に參與したのは、單にこれらの人々とどまらない。壽永三年公文所がはじめておかれた時、

その寄人となつたものは、中原親能、藤原行政、足立右馬允、藤内遠元、甲斐四郎、大中臣秋家、藤判官代邦通等であつて、ほとんど公家出身の人々である。また嘉祿元年評定衆を定められた時、それに補せられた人々は、中原師員、平義村、藤原行村、藤原家長、三善康俊、藤原行盛、三善倫重、藤原基綱、三善康連、藤原業時、藤原長定等の十一人であつた。その後評定衆は北條氏の一族と、大江、清原、中原、三善、二階堂、齋藤諸氏の文筆にたへる者との世職となり、他家の人々の補せられたのは稀であつた。また建長元年引付衆が定められた時、これに補せられたのは、北條政村、北條朝直、北條資時、藤原行方、藤原行泰、藤原行綱、藤原長泰、藤原景頼の人々であつて、そのうち北條氏の三人は、引付頭人として評定衆をしてこれを兼ねしめたのであつて、その後この三頭人は他氏をして補せしめなかつた。さて評定衆は政所に出仕し、執権とともに政務を評議するものであり、引付衆は評定衆の補佐として、訴訟及び庶務をつかさどるものであつて、ともに幕政の最も重要な政務機關であるが、それらに補せられた人々は、北條氏の一族をのぞいて、武人としては一二をあげらるるにすぎず、ほとんど公家出身者によつて、その地位を占められたのである。武士は弓矢刀槍をもつて戦場を馳駆するのが、その本領

であつても、文書には暗く煩瑣な行政事務には、かならずしも適してゐるとは言へなかつたらうから、それは公家の手にゆだねたのであらうけれども、しかしこの事實は、武家政治に対して公家的要素が、いかに大なる関與をなしたかといふことを、証するものでなければならぬ。さうしてこれは、ただそれだけにとどまらないのである。

武家政治は、征夷大將軍を武家の棟梁として仰ぎ、その統御のもとに、公文所（政所）、問注所、侍所の三大機関を通じて、天下の政兵權を掌握したところに特色があつた。しかるに武家の棟梁たる將軍が、武家によつて占められたのは源氏三代にかぎられ、それ以後攝家將軍二代、皇族將軍四代をかぞへたのである。これは北條氏が權をもつぱらにする政策のためからであつたとはいへ、かかる形式をとらねばならなかつたところに武家政治の不徹底であつたこと、すなはち公家の勢力の作用したことをみとめざるをえない。すくとも、幕府が公家を全く無視することができなかつたこと、或は公家を利用することが有利であると考へたことを、示すものである。また頼朝の政策において、われわれをして瞠目せしめるやうな革新的なものほどみることとはなく、かへつてその保守性におどろくほどである。たとへば政令のいづ

る公文所（政所）は、もと親王家や攝關家にまうけられて知行やその家政をとるところであり、侍所は侍の伺候するところであつて、かかる公家の私的機関を借用したにすぎない。また壽永三年二月彼が朝務について言上した箇條のごとき、第一、先規を守り、徳政をほどこすべきこと、第二、平氏追討については、まかせらるべきこと、第三、わが國は神國であるから諸社を尊崇すべきこと、第四、寺領はもとのごとく、ただ僧侶の武力は禁制さるべきことなどであつて（吾妻鏡第三、元暦元年二月二十五日）、公家政治のめざす以上のものではないのである。この時はなほ平氏討平の最中であり、幕政もいまだ確立してゐなかつたから、その政策の不十分はゆるされねばならぬとしても、しかし天下統一後の治政においてすら、斬新な政治があつたとは言へないのである。

彼の政策において最もつよく感ぜられるのは、皇室に対する尊敬と、社寺に対する尊崇のきはめて篤かつたことである。元暦二年正月六日、平氏追討中の弟範頼に與へた手紙のうちに、『又八島に御座す大やけ、並に二位殿女房たちなど、少もあやまちあしさまなる事なくて、向へ取申させ給へし。』とのべ、木曾や平家が皇室をおろそかにしたために、冥加がつきてほるび、又はほるびようとしてゐることを訓へてゐるごとき（吾妻鏡第四）、或は文治五

年三月十三日の請文のうちに、『云朝家御大事云御所
中雜事雖何々度候頼朝こそ可勤仕事にて候へは愚力
の及候はん程は、可令奔走候』といへること(同上第九)
或は建久元年二月二十二日の請文のうちに、『背君御定
候はむ者をば、家人にて候とて、いかてか不被行
其罪候哉、頼朝身上にて候とて、不当候はむ時は、御
勘当も可蒙事にてこそ候へ、まして家人輩事、不_レ及
左右候事也』といへるがとき(同上)、或はまた同年六
月二十九日の請文において『天下落居之後者、万事可
仰君御定候事也、而家人を大切と存候て、背御定候は
んとは、更不_レ存候事也』とのべてるること(同上)、いづ
れも彼の尊皇心を披瀝したものである。彼がかくのごと
き尊皇心や、また社寺に對する尊崇の念をもつてゐたと
いふことは、平家や義仲に比して大なる長所であり、天
下の人心を得た所以でもあるが、しかしこれは、武家政
治の創始者たる彼として、きはめて保守的であつたこと
を示すものである。彼は当初、幕府をひらいて新しい武
家政治をはじめようとの意図はなく、平氏とともに公家
政治に參與したいといふ希望を吐露したといはれるほど
であるから、確乎たる革新的精神をもつてゐたのではな
いのである。

彼が京師に出でないで鎌倉に開府したのは、平氏の公

家化の轍をふまないためであつて、彼の政治に對する抱
負や、用意の周到などが、うかがはれないことはないけ
れども、しかしそれも政權維持が主たる動機であつて、
公家政治と本質的に異つた革新政治をなさうといふため
ではなかつた。しかも彼がおそれた武家の公家化は、実
に彼の子実朝においてみられたのである。実朝が賞翫し
た諸道のうち、歌鞠の両芸をとくに好んだこと、彼が年
少にしてみづから夫人を選び、武士の女をしりぞけて公
家の女を納れたこと、或はしきりに官位の昇進をのぞん
だことなどは、たとへ源氏の運命について予感があつた
とは言へ、全く公家の立場と同じであつたといつてよ
い。武家の棟梁として、はじめて征夷大將軍となつた頼
朝が、かくのごとく保守的であつたとすれば、爾余の武
士においてはなほさら政治に對する新しい理念のごとき
を、いできうるはずはない。軍事に關しては、『軍中將軍
の令を聞いて、天子の詔を聞かず』といふ過激思想があ
つたけれども(吾妻鏡第九、文治五年六月)、政治については十分な自覚
はなく、従つて幕政の構想などは、全く大江広元のやう
な公家出身の政治家によつてめぐらされたのである。

頼朝の鎌倉開府は、武家政治を創始し、封建制度發達
の基礎をきづいたものとして、わが政治史上の劃期的重
大事であるけれども、しかし具体的政策においては、別

に革新的な何物もなく、ただ政権が公家の手をはなれて、武家の手にうつつたにすぎない。既存の権威に反抗して、これに代らうといふ念願は、いつの時代においても野心家のいだけうることであり、ことに武力が最もよい権威となつてきた時代において、その武力を有する武士たるものが、無力な公家に代つて天下をとりたといふ欲望をいだくにいたるのは、むしろ当然である。しかし彼等はただ天下をとることだけを念願としたのであつて、かならずしも新しい理念をもつて大いに経倫を行ふといふ意図があつたのではない。従つて平清盛が武家としてはじめ政権をにぎつても、公家政治の踏襲に終つて、それ以上にいづることのできなかつたことも不思議ではなく、また頼朝の挙兵の動機において、革新的精神のみられないのも、やむをえない。この事實は、彼等もまた根本においては公家とおなじ階層のものであつて、かならずしも異つたものでなかつたといふことを証するのである。京師において縉紳として榮華をきはめるほどの優位を占めてゐず、或はその教養、生活においていささか異なるものがあつたとしても、公家政治を全く排撃し、公家生活を嫌悪するといふやうな否定的精神をもつてゐたのではなく、むしろ公家政治の機構において何等かの地位をかちえ、公家生活の雰囲気において何ほどか

の関與をなすことを、よろこびとさへ感じた人たちであつたのである。もちろん彼等が、公家の有しなかつた武力といふすばらしい力をもつてゐた相異は、みとめなければならぬけれども、この新しい階層の成立する基礎が、公家とおなじやうに特権階級に属したものであつたといふことは、看過されてはならない。かくて鎌倉の開府は、被治者階級が治者階級に対して反撥し、これを顛覆したといふやうな革命のごときものでは決してない。従つて幕府の当局者に公家出身者が多数あり、その政治に多分の保守性のみられたのは当然であつた。

七

政権が武家の手にうつつたことに対して、皇室を中心として公家はいたく憤慨し、これを奪回しようとして承久乱をおこしたが、その失敗はかへつて武家の政権を強固ならしめた。しかし鎌倉時代を通じて、幕府は京都における公家の勢力を全く無視することができず、つねに対立意識をすてる事ができなかつた。さうして建武中興は公家の夢想を一時実現させたけれども、土地と兵馬の実権をにぎれる武家の勢力に圧倒されて、たちまちにして挫折した。室町時代においては、武家將軍が実現したけれども、公武がその所在を同じうしたために、武家の

公家化をきたし、幕府をしてはなはだしく弱体化せしめた。しかし武家政治と封建制度との発達は、中世の政治、社会の根本性格を形成しつつ近世に及んだのであつて、それが江戸時代にいたつて完成し、武士の極盛時を出現せしめた。しかしものきはまる時は、その転換期である。國內における交通産業の発達は、土地経済から貨幣経済に移行せしめ、それによつて商業的資本主義が発達して、土地に依存する封建制度が危くなり、新に富を獲得した町人階級が勃興して、武士の地位をおびやかすにいたつた。さうして内においては思想問題、外においては國際問題になやまされ、幕府はつひに大政を朝廷に奉還せざるをえなくなつて、ここに明治維新が遂行された。

明治維新は鎌倉の開府以來六百八十四年のながい武家政治を廃止して皇政復古を達成し、封建制度を崩壊せしめて、國民統一を成就したものであつて、その原因には尊皇論や立憲思想の発達、諸外國の圧迫など、種々あげられるけれども、しかし上述したやうに、封建制度をその根底から動搖せしめた経済的變動が幕府を衰亡せしめ、武士を弱体化せしめたのである。幕府は社会變動をきらひ、その秩序維持に腐心して、旧慣古格の尊重、祖法の墨守、新規法度など、種々の施策をなしたが、なかんづく嚴重な階級制度の確立維持は最も力をつくしたもの

であつた。当時階級としては公卿武士について神官僧侶、百姓町人があり、最下層には賤民として穢多非人があつたが、そのうち士農工商は社会の中樞をなして最も重要な階級であつた。士農工商の文字は單に四民の區別を示すのみならず、その社会的地位の順序を示すのであつて、武士が最上位に座し、商人が最下位に置かれたのである。戰國時代において公卿が全く無力化したに反し、殺伐抗争の氣風に乗じて武士の勢力が強化し、江戸時代にいたつて彼等は單に武力においてのみならず、財力、教養においてもはるかに優位を占め、あらゆる方面において社会の指導者となつたのである。しかるに昌平の世においては武力を発揮する機会がないのみならず、生活の向上につれて奢侈遊惰の風がつよまり、全くの消費階級たる武士は次第に経済的に窮乏をつげるにいたつた。これに対して新しく擡頭したのは商人であつた。平和の確立と、都市及び交通産業の発達とは、商業をしていちじるしく殷賑ならしめ、武力に代つて金力が重ぜられるにいたつた。ここにおいて金力をにぎる商人の勢力は次第にたかまり、往々にして武士をしのぎ、そのうちには巨万の富を有し、莫大な御用金を諸侯に融通し、武士をして拜跪せしめるものがあつた。かくて商人が財力を支配するにいたるや、學問、芸術のごとき文化方面に

もたづさはり、社会のあらゆる方面において平民的色彩を濃厚ならしめた。かくのごとき社会的、経済的変化は、封建制度を根底からゆるがし、武士をしていつまでもその社会的優位を保たしめず、早晚幕府は瓦解せざるをえない運命にあつた。かくて武家政治の滅亡は、町人といふ新興階級の勃興に負ふところが大であるといふ観点から、ここに明治維新はブルジョア革命であるといふ主張がなされるのである。果してこの説は正しいかどうか。われわれは明治維新が如何なる人々によつて遂行されたかを考察して、この説の当否を検したい。

十五代將軍徳川慶喜が政權奉還の上奏文を朝廷に奉呈したのは慶應三年十月十四日であつて、朝廷ではこれを嘉納せられ、いよいよ皇政復古の号令を煥発したのは十二月九日であつた。さうして従來の攝政、関白、征夷大將軍、議政、伝奏などの諸職を廢し、あらたに總裁、議定、參與の三職を置き、有栖川宮熾仁親王を總裁に任じ、仁和寺宮彰仁親王、山階宮晁親王、及び中山忠能、正親町三條実愛、中御門経之の三卿、並びに徳川慶勝、松平慶永、山内豊信、浅野茂勳、島津茂久の五藩主を議定に任じ、大原重徳、万里小路博房、長谷信篤、岩倉具視、橋本実梁の公卿、及び薩藩士の岩下方平、西郷隆盛、大久保利通、芸藩士の辻将曹、櫻井與四郎、久保田平司、

土藩士の後藤象二郎、神山郡廉、福岡孝弟、尾藩士の丹羽淳太郎、田中不二麿、越藩士の中根雪江、酒井十之丞、毛受鹿之介が參與に任ぜられ、更に十六日尾藩士の田宮如雪が補せられた。これらの人々は、皇政復古直後の朝廷の重臣であり、新政の主動者であつた。もちろん維新の大業は、單にこれらの人々だけで遂行されたのではない。新政に大功のあつた長州藩主毛利敬親、及び西竄中の三條実美等の入京復位のゆるされたのが十二月八日であつて、その翌日の大政変であつたから、彼等がこの重要地位にみえないのはやむをえない。しかしまもなく三條実美が議定に任ぜられて、岩倉具視とともに新政の中心となり、木戸孝允をはじめとして長州藩士の人々も新政府の重要地位につき、また薩長土肥といはれるやうに佐賀藩の活躍もいちじるしくなり、新政府の中樞には多少の変動がみられるのであるが、ともかくにも三職に任ぜられた人々をみると、この変革の主動層が如何なる性質のものであつたかを知ることができる。すなはちその一は、これらの人々は皇族、公卿、及び武家といふ特權階級に属するものであつて、一人も平民が加つてゐないことである。その二は、議定、參與に任ぜられた公家においては、近衛、九條、二條、一條、鷹司の五攝家のみえないのみならず、その中心人物たる岩倉は、新家と

して公卿中その地位の最も低いものであり、また參與になつた藩士においても、多くは家格のひくい人々であつたことである。この事實は特権階級内において門閥尊重の因襲が打破され、実力あるものに実権がうつつたことを示すのであるが、しかも維新の大業は、これら特権階級の手によつて遂行され、平民の関與するところがきりめてすくなかつたことを明かにするのである。

明治維新の原動力として、尊皇論の發達をあげなければならぬ。江戸時代における尊皇思想は、一方では大義名分を重んずる儒学によつて刺戟せられるところが多く、幕府の儒官となつた林家の人々においてもすでにみられるのであるが、ことに水戸学派や崎門、或は山鹿素行等の影響によるところはなほ多い。その他民間学者のうちに尊皇思想をいだいたものあつたことはいふまでもない。他方において尊皇思想は、古道を明かにし、皇國の尊貴を主張する國学の發達に負ふところがきはめて多い。しかし当代において尊皇思想を唱へた学者のうち、果して幾人の平民出身者があつたらうか。江戸時代には種々の方面において平民が擡頭し、平民文学、平民芸術を大成し、学問においても心学のごとき、平民の教化を目的とするものが發達したのみならず、平民出身の学者も輩出したのであるが、尊皇論の發達に対する

平民の貢獻はきはめて微々たるものであつて、學者としてはわづかに國学の大成者本居宣長をみるのみである。幕末の勤皇志士をして血をわかし、肉ををどらせた日本外史、日本政記の頼山陽、清獻遺言の浅見綱齋、或は多數の志士を養成した松下村塾の吉田松陰等は、決して平民出身ではなかつた。國学においても、その大成者は宣長であつたけれども、維新に際して直接志士に影響を與へたのは平田篤胤であつて、彼自身武士であつたのみならず、その門下のうち名のあるものは、多く武士であつた。もちろん当時の憂國の士のうちには、平民出身の學者もあつたのはいふまでもなく、日本書紀伝の著者鈴木重胤のごときは、代々庄司であり、また

正宗の大刀の刃よりも國のためするどき筆の
鉾ふるひみむ

という愛國の熱情をうたつた橘曙覧のごときは、商人の出身であつた。しかしこれらの人々は、当時の尊皇論の主流をなすものではなかつたのである。

尊皇論は幕府を顛覆し、皇政復古を達成するにあづかつて力があつたけれども、他方において封建思想を打破し、明治新政の基礎をきづく上において、立憲思想の影響を看過してはならない。独断をあへてなした幕府も、外艦渡來以後は、しきりに朝命を請ひ、列侯の意を徴す

るにいたつたが、これは幕府の権力の衰退をかたるものであつて、これとともに公議輿論の尊重説がしだいに力をうるにいたつた。しかしこの思想は封建制度のもとにおいておのづから醸成されるものではなく、泰西思想の影響によるのであつて、蘭書や英書の翻譯により、或は漢書によつて紹介されたものの翻譯などによつて、わが國にも知られるにいたつたのである。しかしかかる斬新な政治制度や思想は、当時の識者によつても容易に理解されえないものであつて、新日本の先駆者たる福沢諭吉が文久元年(二六)二度目の外遊においても、議会制度の理解にくるしんだことを述懐してゐるほどであるから(福澤自傳)、まして一般庶民には、ほとんど風馬牛であつたと言つてよからう。

かくのごとく明治維新の原動力たる尊皇論や立憲思想において、たとひ庶民のうちにもその影響をうけたものがあつたにしても、大勢はこれらの人々によつてうごかさされたのでは決してない、庶民出身の憂國の士は、多く富商、豪農、里正、郷士のごとき人々であつて、庶民中の少数の有識者にかぎられてゐたから、彼等がこの変革の主動者たりうることは、到底ありえないことであつた。従つてこの点からみれば、明治維新に対する庶民の関與は、いたつてとぼしかつたと言はなければならぬ。し

からは庶民はこの変革に対して、終始拱手傍觀したのであらうか。

八

明治維新のごとき、武家政治を打倒し、封建制度を崩壊せしめた大變革にあつては、國民のあらゆる階層は直接間接その影響をうけざるをえないのであつて、庶民がこれに全く參與しなかつたといふごときは、ありえないことである。貨幣經濟の發達の結果、町人が財力を掌握するとともに、生活の向上と奢侈の増大のため、一般武士をはじめ、幕府の窮乏はますます甚しくなつたが、しかしこれは單に幕府のみではなく、朝廷においてもおなじであつた。慶應三年十二月九日皇政復古の号令が發せられて、新政府が誕生したけれども、國帑は全く空乏して一文もなかつたといつていいのであつて、同月二十六日新政府の金穀出納所から、京都の三井組に與へた諭達文のうちに、『今般幕府大政を返還し直に大阪城へ引上げたるに付き天下の政事は都て朝廷より仰出でらるべきは勿論の儀に候得共未だ幕府より會計方の引渡なければ恐多くも一金の御貯えなき姿にて何分にも御手薄の御儀なり』とあるによつても(三井家奉公の履歴一)、その困窮を察することができぬ。この困窮を救ふためには、当然富

商にその助力をもとめなければならなかつたのである。

幕府をはじめ諸侯が財政の窮乏を救ふために、しばしば富商に御用金の調達を命じた故智にならつて、新政府は早速三井組に対して『其組織は年來輦下に住居し往昔より禁裏御兩替相勤め來り候儀に付更に金穀出納所御用達申附け候此御場合を恐察し奉り急ぎ勤王一途に尽力致すべし』と命じたので(上) 三井組では京都の有力な兩替商の小野、島田兩組と協議して、とりあへず千兩を獻金したが、これと前後してその他の京都の富商、寺院からも続々として獻金があり、慶應三年十二月二十七日から、同四年正月末日までに朝廷に集つた金額は、總計三万八千拾五兩壹朱であつた(澤田章、明治財政の基礎的研究一五)。それ以後東征費の調達や、ことに會計基金三百萬兩の募債については、三井をはじめ京都、大阪の富商の協力はきはめて大であつて、もし彼等の協力がなかつたならば、おそらく明治政府の活動は停滯し、維新の大業もその成果をさめることに困難を感じたであらう。この点における彼等の貢獻は、特筆されてしかるべきである。

しかしながらここに注意すべきは、彼等の協力がかならずしも彼等自身の発意によつてなされたものとは断ぜられないことである。もゆるやうな尊皇の熱情からのみ発動したのではなければ、またこの変革がブルジョア革

命であるとの意識をもつてなされたものでもない。たびかさなる御用金の調達には、富商等も困却したにちがひなく、ことに、三百萬兩の會計基金募集には、彼等も非常に驚愕し、なかには、急に店戸締や休店をして、その調達から逃避しようとしたものすらあつた。三井のごときは、明治政府の財政援助に最大の貢獻をなし、従つてその主人をはじめ、手代すら苗字帯刀をゆるされたほどであり、さういふ三井の活動には家祖高利から世々相ついで伝へられたといふ勤皇心の発動もみられるであらうけれども、しかし三井組は京都、大阪、江戸の三店に分れてゐたから、京都の店が朝廷の御用をつとめてゐる一方に、他方では幕府の用命にも應じてゐたであらうし、かならずしも單純に勤皇ばかりに尽瘁したものはおもはれない。もちろんその業務の性質が金融機關であつたから、またその保身策から言つても、当時としてかかる態度のやむをえなかつたことは、みとめられねばならぬいけれども、しかし当時の一般商人の態度には、つよい自主性がみとめられず、大政の奉還をみながらも、なほ新政府に対して十分の信用をおかず、狐疑逡巡したのである。ましてや階級的自覺のごときは、おもひもよらなかつた。彼等が長い間しいたげられた封建制度が崩壊し、武家政治が打倒されようとしてゐる時に當つても、積

極的に彼等自身の社会的地位の向上をはかり、その勢力を扶植しようとする旺盛な意欲はすこしも有しなかつた。權威に対する盲目的な服従は、ながい間の封建的圧制に馴致され、奉公に対する苗字帯刀の免許をもつて、唯一の光榮と感じたのである。平民たるよりも、士分たることをよるこぶ根性には、依然として事大性と卑屈性とがつきまとうてゐると言つてよい。

かくのごとく当時の商人がこの変革に対して協力をしながらも、彼等自身十分の自覚をもたず、依然たる封建性のままに身を処したのであるが、他方において主動者達が彼等に対して財力の援助をもとめながら、新時代における新興階級としての彼等の意義を十分に認識せず、依然として搾取の対象となしたのであつて、一方では酒飯を饗應して彼等を懐柔し、その援助をもとめながら、献金をもつて、『報恩の爲め』となし、『神妙の至り』としてうけとつてゐる(三井家奉公 歴歴、七七八)。かかる態度は、全く封建的支配觀念から発するものであつて、幕府や諸侯が町人に対してとつた態度とすこしもちがつてゐない。明治政府の財力を負担したと言つてよい富商に対する政府の態度が、かくのごときものであつたとすれば、一般庶民に対する当路者の意識が、いかなるものであつたかは、ほぼ推測することができる。

明治元年三月發布された五箇條御誓文は、明治維新の理念を宣揚し、新政府の方針を明示したものととして、大なる意義を有するのである。その第三條に、『官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マザラシメン事ヲ要ス』とあるから、変革の主動者に庶民といふ意識のあつたことは否定できない。しかしこれは政治の対象として庶民を考へたまでのことであつて、政治が政治であるかぎり、國民を対象とすべきであり、さうして國民の概念のうちには庶民も包含されるのであるから、ここに庶民がのべられてゐるからと言つて、変革の主動者がとくに庶民を重視したといふことにはならない。この御誓文において最も重きをなすのは、第一條の『広く會議ヲ興シ、万機公論ニ決スベシ』といふ箇條であつて、民主主義精神を宣明し、立憲政治の基礎をなすものとされてゐる。しかしながらこの御誓文の草案においては、『列侯會議を興し』といふのであつて、諸侯の會議を意味し、決して一般庶民の輿論のごときではなかつたのである。公議輿論といつても、幕府の独断に対する抗論であつて、かぎられた特権階級のそれであつたことは明かであり、一般庶民の意見を徴するなどといふことは、實際政治にあつて考慮されたとはおもはれない。土佐藩の政權奉還の建白書のうちに、上下の議政所を設け、『議事官ハ上

公卿ヨリ下陪臣庶民ニ至ル迄正明純良ノ士ヲ選挙スヘシ」といふ條項があつて、明かに庶民の参政をみとめてゐるけれども、かかる進歩的思想はきはめて少数の人々の抱懐するところであつて、主動者階層の主流をなすものではなかつた。従つてかかる思想の表明されたものゝいろいろの主張が渦をなして主張された変革のさなかであつて、やがて変革が安定するや、庶民の参政のごときはほとんどかへりみられず、二十年余を経過したのちはなほだしい制限のもとにやうやくその実現をみたのである。

明治政府は版籍奉還について廢藩置縣を實行し、封建社會を解体して郡縣制度を確立し、中央集権的統一國家の建設を期するとともに、御誓文において、『旧來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク可シ』と宣明してゐるやうに、旧習一洗を重要な政策として種々の改正を断行した。すなはち公卿大名の名称を廢止して人民を華族、士族、平民となし、平民の苗字を稱するをゆるし、華族と平民との結婚をゆるし、華士族の農工商をいとむことをゆるし、穢多非人の稱を廢し、士民の散髮廢刀をゆるし、大陰曆を廢して太陽曆をもち、徵兵制度を設け、五節句を廢して祝日祭日を設け、復讐を禁じ、一般の帶刀を禁ずるなど、封建の遺風の打破に努力した。しかしながらこ

れによつて嚴重にして繁雜な封建階級制度が消滅し、また四民平等の思想も普及したといふものの、なほ家祿といふ特權の賦與された華士族制度を設置して階級意識を満足せしめなければならなかつたとともに、この變革の主動層の実体と、その精神とがあらはれてゐるのである。

要するに、明治維新の主動者は武家を主として公家がこれに加はつたものであつて、平民は全くこれにあづからなかつた。この變革に對する彼等の貢獻は、新政府の財力を助けたことであつて、これは大いにみとめられねばならぬけれども、しかしそれは多く他動的であつて、かならずしも自主的であつたのではない。たとへ彼等がこの變革の皇政復古といふ政治的意義を認識したとしても、社会的もしくは經濟的意義を十分に理解したとはいはれない。この變革によつて封建制度が崩壞して資本主義社會が確立するのであり、従つて彼等が主動者となつて、その社会的地位と勢力との向上拡大にあたらねばならぬとの自覚は、全く彼等にはきざしもなかつたのである。ながい間の圧制にくるしんできたにもかかはらず、その圧制者たる武家層の没落期にのぞみながら、これに代つて社會の支配權をにぎらうといふやうな逞しい意慾は、みじんも彼等にはなかつた。さういふ旺盛な階

級的意識を喚起するまでに、彼等の知的水準がなほ達してゐなかつたと言つてよい。従つて封建社会から資本主義社会にかはつたと言つても、それは自然的推移であつて、平民の自覺的意志と行動とによつてなされたものではない。かかる意志と行動とのともなはない変革をもつて、ブルジョア革命と稱するとき、決して妥当ではない。むしろこの明治維新は、武家層が彼等みづからの没落を救ふための変革であつたのである。彼等はほるべき封建社会をみづからの手によつてうちこはし、きたるべき社会を、みづからの手によつて建設したのである。すなはち彼等は古い武家といふ甲羅をぬぎすて、あらたに官僚と軍閥とに更生し、ひきつづき社会の指導権をにぎつたのである。もちろん維新以後、士族のうちには、かかる指導層から置きざりをくらひ、新生活の方法に蹉跌して没落したものがあつた。政府は彼等を救済するため、彼等の帰農商を奨励し、士族授産が重大な政治問題となつたほどであるけれども、政府の主腦者をはじめとして一般社会の指導層は、依然として彼等のしめるところであつた。

九

大化改新、鎌倉幕府の開設、及び明治維新は、それぞれ

れ時代を異にし、特殊の意義を有するが、しかしまた、相互に關聯するところがある。大化改新は氏族制度を打破して、新しい律令政治をひらいたものであり、鎌倉の開府は律令政治を廢して、武家政治を創始し、封建制度を確立したものであり、明治維新は封建制度を崩壊せしめ、武家政治を打倒して、郡縣的中央集権の統一國家を樹立したのであつて、それぞれ前者の否定によつて、新しい社会制度と政治組織とおこしたものである。従つてこの三大変革は、ほぼわが國の政治と社会の変遷をものがたるものと言つてよい。一般に古代は貴族の時代であり、中世は武士の時代であり、近代は平民の時代であるといはれるが、かかる社会の変遷は、社会的優位を占める階級の変遷を意味するから、さういふ社会変遷の発足たる変革において、ただちに階級の交替が行はれるものとおもはれがちであるけれども、わが三大変革においては、階級の交替は全くなかつたのである。すなはち変革の主動者はいづれも在來の社会的優位者であり、特權階級者であつて、決して被治者階級ではなかつた。変革のために解放され、自由を興へられたものがあつたにしても、しかし変革はさういふ被解放民によつてなされたものではない。大化改新は貴族によつてなされたものであつて、その前後の時代において階級的交替がなく、

貴族は依然として支配層であつた。この変革によつて部民は解放されたけれども、それは興へられた解放であつて、かちえた自由ではなかつた。鎌倉の開府は公家に対する武家の勝利を意味し、従つて階級的交替のごとくにおもはれもするが、しかし武家の前身たる豪族は貴族から由來したものであつて、当時の特権階級者であり、かならずしも被治者階級であつたのではない。公家と武家とは、ただその居住の本拠を異にし、その生活に相異があつたといふだけであつて、いづれも古來のおなじ特権階級から由來したものである。しかも武家政治の確立に對して公家の助力がいかに大であつたかをおもへば、幕府の開設がただちに公武の階級の交替を意味するとはいはれない。明治維新は武家の社会の没落であるけれども、しかしそれは、新興階級の手によつてなされたのではなく、武家みづからの手によつて仕末されたのである。武家の後身が依然としてその後の社会の支配層をなしたのである。この変革によつて、平民が封建的桎梏から解放されたけれども、これまた興へられた解放であつて、かちえた自由ではなかつた。

かくのごとく、変革によつて階級の解放がみられ、自由への前進がなされたけれども、いづれも上から興へられたものであつて、下剋上のみられなかつたことが、わ

が國史における変革の特色である。変革に血なまぐさい階級闘争はみられなかつた。流血があつても、いづれもおなじ階層内の出來事にすぎなかつた。被治者階級が治者階級に對して反抗し、圧制に對する復讐を敢行するなどといふことは、決してみられなかつた。バスチーユ牢獄のくるしみもなければ、ギロチンのうめきもなかつたのである。

これはどういふ理由によるのであらうか。それはまづ忍従性に富むわが國民性にもとめられねばならない。穩和な風土と、平和な社会とはぐくまれたわが國民は、もともと性格的に柔和で、あらゆる環境との和解をよるこぶものであつた。血なまぐさい号叫の快感をむさぶる狩猟民族とちがつて、あくまで和ぎと親しみとをもとめる農耕民族であつた。自然の暴威に對して、きはめて従順であつたとおなじやうに、人間の支配に對してもすなほであり、従つて対立抗争の觀念にとぼしく、運命に對してはよき忍従者であつた。つぎに教化の影響をあげねばならない。わが國民は學問として儒教を修め、宗教として仏教を信じたが、しかし前者にあつては、修身齊家の個人道德とともに、治國平天下の政治論が重きをなし、しかもそれは、知らしむべからず、よらしむべしといふ治者としての教訓であつたから、被治者としての自

覺はそれによつてえられず、後者にあつては、よりふかい人生の根本について教へるところがあつたにしても、それが否定的立場に立つたために、いたづらに無常をかこつて隱遁せしめ、或は禁慾やあきらめの念をつよめて、旺盛な、積極的な生活意欲をうながすことがとぼしかつた。さらにわが國体の影響をあげなければならぬ。天皇はあらゆる階層を超越する絶対者として仰がれ、万民は天皇に歸一することが要請されたから、ここに國民感情の融和点があり、しかも変革はつねに天皇を中心として行はれ、すくなくとも天皇を無視することがゆるされなかつたから、階級的意識はおのづからにして弱められざるをえなかつた。しかし変革が天皇を中心として行はれたといふことは、その主動者が治者階級であつたことを意味するのであつて、彼等は單に権力者であつたのみならず、有識者であつた。しかるに被治者階級は多く無識であつて、彼等みづからその運命を打開する實力もなければ、また階級的自覺をおこすだけの知的水準に達してゐなかつたのである。あらゆる点において治者階級が被治者階級に先んじてゐて、後者の自覺する以前に、前者の先手がうたれ、後者はつねに後手後手となつてしまつた。かくてわが國史における変革が、一面において進歩的でありながら、他面において保守的であつたのは、

その主動者がつよい伝統の地盤に立つ治者階級であつたからである。